随意契約理由書

１　案件名称

戸籍情報システム用プリンタ再リース

２　契約の相手方

株式会社ＪＥＣＣ

３　随意契約理由

戸籍事務システムに使用するプリンタのうち現在平成28年10月から長期継続契約にて借り入れを行っている15台について、令和３年９月末をもって契約期間の満了、現在、再リースを行っているところである。

当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中のサーバ（令和元年11月～令和６年10月末）及び端末機262台、プリンタ120台、スキャナ26台（令和２年１月～令和６年12月末）と合わせて、機器更新を一括で行う予定である。

また、再リースであれば新たな機器調達を行うよりも安価なものとなり、また、新たな機器を設置した場合に必要となるシステム側での設定、構成管理等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

したがって、現在、再リースを行っている15台について、これらの案件と契約終期を合わせて機種更新を行うまでの期間、現行の機器一式を引き続き再リースを実施する。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

１　案件名称

戸籍先例全集ほか２点（追録）買入

２　契約の相手方

株式会社ぎょうせい

３　随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

１　案件名称

日本行政区画便覧ほか４点（追録）買入

２　契約の相手方

日本加除出版株式会社

３　随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

１　案件名称

　　住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式（その２）長期借入（再リース）

２　契約の相手方

　　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社

３　随意契約理由

　　住民基本台帳ネットワークシステムに使用する端末のうち令和２年３月23日から長期継続契約にて借り入れを行っている101台について、令和５年３月末をもって契約期間を満了するところである。

 当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中のサーバ（平成31年10月１日～令和６年９月末）及び端末147台（令和２年１月１日～令和６年12月末）と合わせて、機器更新を一括で行う予定である。

 再リースであれば、新たな機器調達を行うよりも安価なものとなり、新たな機器を設置した場合に必要となるシステム側での設定、構成管理等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

　したがって、契約期間が満了する101台について、これらの案件と契約終期を合わせて機種更新を行うまでの期間、現行の機器一式について再リースを実施する。

　現行機器を継続してリース提供できるのは、現在契約相手方であるNECキャピタルソリューション株式会社のみである。

　　以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）